

公印省略

5 防企第 2 4 4 6 号
令和 6 年 1 月 1 9 日

総 務 部 各 課 長
各 部 主 管 課 長
会 計 管 理 局 会 計 課 長
教 育 庁 教 育 総 務 部 総 務 企 画 課 課 長
警 察 本 部 総 務 部 会 計 課 長

殿

総務部防災危機管理局防災企画課長
(総 括 班)

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等
に関する条例の運用について（通知）

本日、「大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（以下「特例条例」という。）を適用する災害の指定について（令和 6 年 1 月 1 9 日 5 防企第 2 4 0 7 号総務部長通知）」が発出されたところです。

これに伴い、その運用について下記のとおり改めたので、貴職におかれましては、本通知に従い、特例条例の適切な運用を図るとともに、関係課（出先機関を含む。）に対し、この旨を周知くださるようお願いいたします。

また、各部局所管の個別条例による被災者への使用料及び手数料の免除等につきましても、特例条例の趣旨を踏まえ、適切に対応くださるよう、併せて周知をお願いします。

記

1 第 3 条関係

(1) 「被災者」の定義

① 東日本大震災

原則として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により被害を受けた者であって、平成 2 3 年 3 月 1 1 日の東日本大震災の発生時において東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 2 3 年政令第 1 2 7 号）別表第 1 に掲げる市町村に居住していた者をいう。

② 平成28年熊本地震による災害

原則として、平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）第1条において特定非常災害として指定された平成28年熊本地震により被害を受けた市町村に居住し、被害を受けた者をいう。

③ 平成29年7月九州北部豪雨

原則として、災害救助法施行令第1条第1項第4号を適用した「平成29年7月5日からの大雨による災害」により被害を受けた者であって、平成29年7月5日の発生時において、同法の適用市町村に居住していた者をいう。

④ 平成30年7月豪雨災害

原則として、平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）第1条において特定非常災害として指定された「平成30年7月豪雨による災害」により被害を受けた者であって、県内については、住家被害が発生した市町村に居住していた者、県外からの避難者については、被害が発生した市町村に居住していた者をいう。

⑤ 令和元年台風第19号による災害

原則として、令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）第1条において特定非常災害として指定された令和元年台風第19号による災害により被害を受けた市町村に居住し、被害を受けた者をいう。

⑥ 令和2年7月豪雨災害

原則として、令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）第1条において特定非常災害として指定された「令和2年7月豪雨による災害」により被害を受けた者であって、県内については、住家被害が発生した市町村に居住していた者、県外からの避難者については、被害が発生した市町村に居住していた者をいう。

⑦ 令和3年8月11日の大雨による災害

原則として、災害救助法施行令第1条第1項第4号を適用した「令和3年8月11日からの大雨による災害」により被害を受けた者であって、令和3年8月12日の発生時において、同法の適用市町村に居住していた者をいう。

⑧ 令和5年7月7日からの大雨による災害

原則として、災害救助法施行令第1条第1項第4号を適用した「令和5年7月7日からの大雨による災害」により被害を受けた者であって、令和5年7月8日の発生時において、同法の適用市町村に居住していた者をいう。

⑨ 令和6年能登半島地震

原則として、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）第1条において特定非常災害として指定された令和6年能登半島地震により被害を受けた市町村に居住し、被害を受けた者をいう。

(2) 「免除することができる」とは

「知事」が「免除することができる」とは、被災者の日常生活の回復等に資する使用料又は手数料の免除に該当すると認められるときをいい、具体的には、特例条例別表第1号から第12号までに掲げる使用料又は手数料について、被災者から、原則として当該被災者が被災時に居住していた市（区）町村の発行する災害証明書又は被災証明書（以下総称して「証明書」という。）の写しを添え、免除に係る申請書（別添様式）の提出があったときをいうものであること。したがって、当該申請書の提出がない場合には、使用料又は手数料を免除することはできないものであること。

(3) 免除の手続

特例条例に基づく使用料又は手数料の免除の手続は、被災者から、免除する使用料又は手数料に係る免許証等の再交付申請書等（以下単に「再交付申請書」という。）の提出に併せて、使用料又は手数料の免除に係る申請書（原則として証明書の写しが添付されているもの。）を提出させて行うものとする。この場合において、再交付申請書の余白等（使用料又は手数料の徴収確認欄がある場合は当該箇所）に、朱書で「平成28年条例第33号により免除」と記載して整理すること。

2 第4条関係

(1) 「還付することができる」とは

特例条例第3条に規定する「被災者」が、特例条例別表第1号から第12号までに掲げる使用料又は手数料を特例条例を適用する災害の指定前に納入している場合に、還付できることをいう。

① 東日本大震災

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)①」で規定しているとおり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により被害を受けた者であることから、平成23年3月11日より前の未だ被害を受け

ていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が平成23年3月11日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

② 平成28年熊本地震による災害

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)②」で規定しているとおおり、平成28年4月14日を特定非常災害発生日として定められた平成28年熊本地震による災害により被害を受けた者であることから、平成28年4月14日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が平成28年4月14日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

③ 平成29年7月九州北部豪雨

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)③」で規定しているとおおり、平成29年7月5日を法適用日として定められた平成29年7月5日からの大雨による災害により被害を受けた者であることから、平成29年7月5日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が平成29年7月5日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

④ 平成30年7月豪雨災害

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)④」で規定しているとおおり、平成30年6月28日を特定非常災害発生日として定められた平成30年7月豪雨災害により被害を受けた者であることから、平成30年6月28日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が平成30年6月28日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

⑤ 令和元年台風第19号による災害

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)⑤」

で規定しているとおおり、令和元年10月10日を特定非常災害発生日として定められた令和元年台風第19号による災害により被害を受けた者であることから、令和元年10月10日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が令和元年10月10日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

⑥ 令和2年7月豪雨災害

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)⑥」で規定しているとおおり、令和2年7月3日を特定非常災害発生日として定められた令和2年7月豪雨災害により被害を受けた者であることから、令和2年7月3日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が令和2年7月3日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

⑦ 令和3年8月11日の大雨による災害

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)⑦」で規定しているとおおり、令和3年8月12日を法適用日として定められた令和3年8月11日からの大雨による災害により被害を受けた者であることから、令和3年8月12日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が令和3年8月12日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

⑧ 令和5年7月7日からの大雨による災害

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係 (1)⑦」で規定しているとおおり、令和5年7月8日を法適用日として定められた令和5年7月7日からの大雨による災害により被害を受けた者であることから、令和5年7月8日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が令和5年7月8日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

⑨ 令和6年能登半島地震

特例条例第3条に規定する「被災者」とは、「1 第3条関係(1)⑦」で規定しているとおり、令和6年1月1日を法適用日として定められた令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた者であることから、令和6年1月1日より前の未だ被害を受けていない時点においては、特例条例第3条に規定する「被災者」には該当しないものであること。したがって、還付の申請時点で特例条例第3条に規定する「被災者」に該当しても、還付の対象となる使用料又は手数料の納入時期が令和6年1月1日より前である場合は、原則として還付することはできないものであること。

(2) 還付の手続

特例条例に基づく使用料又は手数料の還付の手続は、被災者から、還付に係る申請書（別添様式）を提出させ、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第59条又は第77条の規定に基づく過誤納金の還付の手続によって行うものとする（別紙1及び別紙2参照）。

3 別表関係

別表第12号の規定は、別表第1号から第11号までに掲げる条例以外で特例条例の施行後に確知された事情によれば、免除しないことが公平の観点から不合理であると認められるものについて、規則で定めることにより免除等が行えることとするものであること。したがって、別表第12号の規定に基づく規則は、必要が生じたときに定めることとする。

4 その他

別表に掲げる条例の改正等に伴い、特例条例の内容に変更が生じる場合は、適切に必要な措置を講ずること。

別紙2 領収証紙の還付について

原則的に領収証紙の還付の場合、下記の書類が必要です。

- 1 過誤納金還付（充当）決議書（財務規則様式第62号の2）
- 2 過誤納金還付（充当）通知書（案）（規則様式第49号）
- 3 過誤納に係る領収証紙納付書（写）
- 4 過誤納に係る申請書（写）・・・被災者から提出された申請書
- 5 消印証紙日計表（写）・・・金銭会計システム出力分
- 6 還付の対象となった手数料条例の該当部分（写）
- 7 口座振替依頼書（福岡銀行様式「振込依頼書（福銀あて）又は（他行あて）」）・・・債務者記入分
- 8 教示のための文書（教示の方法）
 - (1) 過誤納金還付（充当）通知書（財務規則様式第49号）の送付とともに、以下の教示文を書面により送付する必要がある。

<教示文>

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。